

石綿（アスベスト）使用の有無の調査など、 建築物の改修工事、解体工事の際の石綿対策 について

埼玉労働局健康安全課

地方産業安全専門官 三嶋伸広

TEL048-600-6206

e-mail : mishima-nobuhiro.vm5@mhlw.go.jp

令和5年10月



【説明内容】

- ▶ 石綿含有の有無に関する事前調査関係 3頁～13頁
- ▶ 主な石綿規則の送検件数（令和3年4月以降） 14頁
- ▶ 石綿作業主任者と特別教育について 15頁～16頁
- ▶ ばく露防止、飛散防止措置について 17頁～18頁
- ▶ 石綿健康診断について 19頁
- ▶ 作業計画について 20頁
- ▶ 現場での掲示や記録について 21頁～25頁



建物の解体・改修工事を行う際には、 石綿が使用されていないか事前に調査する必要があります！

その事前調査は、令和5年10月1日から資格を持っている方が行うことが義務付けられています。

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、工場の規模にかかわらずすべての工事が対象です

事前調査結果の報告は義務です

令和5年10月1日 雇工の工事から!!

事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります！

※ 特定建築物石綿含有建材調査者
・一般建築物石綿含有建材調査者
・一戸建て等石綿含有建材調査者
（学識経験者・技能検定は対象外です）
・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

詳細は、石綿調査情報ポータルサイトを
ご確認ください
<https://www.asbestos.inn@aph.go.jp/>

厚生労働省 建設省関係部局、労働基準監督署

○平成18年（2006年）9月以前に着工した建築物等には防火・保温などの目的で石綿が使用されている可能性があります。

○石綿は、吸入すると、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があります。

適正な工事業者を選定するために

- ◎ 仮見積りの段階で、**石綿調査費用が計上されていることを確認する**、石綿含有の有無の調査を行う資格を有しているか確認する。
- ◎ 本見積り(石綿含有の有無の調査後)の段階で、石綿事前調査結果報告書の提出を求めます。
- ◎ 工事完了後、石綿に関する対策(飛散防止)が適切にとられたことを示す作業実施状況の記録(写真など)を求めます。

石綿含有の有無の事前調査費用の項目例

- 書面調査
- 現地調査
- 分析調査
- 総合調査報告書
- 諸経費（交通費ほか）

改修工事などを発注するオーナーなどは、施工業者に対して次のような配慮や措置を行うことが義務付けられています

- ◎ 石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本など）を施工業者に提供すること。
- ◎ 石綿の有無の事前調査の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること。

【事前調査の対象】

- ・ **全ての建築物**（建築物に設けるガス、電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙の設備など建築設備を含みます。）
- ・ **工作物**（建築物以外のもので、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーターなど。）
- ・ **船舶**（船体の主たる構造材が鋼製のもの）



【事前調査の資格について】

- ①一般建築物石綿含有建材調査者
- ②特定建築物石綿含有建材調査者
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者



工作物の解体等における事前調査の資格については、**令和8年1月1日から**資格が必要になります。（詳細はこれから示されます）

『調査会社に委託する場合』

一般社団法人日本アスベスト調査診断協会のホームページから調査会社を調べられます。
(TEL03-6809-4223)

講習機関（埼玉県内）

- ▶ 江南クレーン教習所（048-539-0877）
- ▶ 建設業労働災害防止協会埼玉県支部（048-862-2542）
- ▶ 安全衛生推進会南浦和教育センター（048-813-6601）
- ▶ 労働安全衛生管理協会（048-885-7773）

（講習日程は、それぞれのホームページを確認するか、直接問い合わせをしてください）

他の地域の講習機関についても、『石綿総合情報ポータルサイト』で確認できます。

【事前調査が必要ない作業】

材料が、木材、金属、石、ガラスなどのみで構成されているもの、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかで、それらの除去などを行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業

釘を打って固定する、釘を抜くなど、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられるきわめて軽微な損傷しか及ぼさない作業
(電動工具などを用いて、壁面などに穴を開ける作業は、事前調査を行う必要があります)

既存の塗装の上に新たに塗装を塗るなど、現存する材料の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁による用途や仕様の確認、調査結果から石綿使用されていないことが確認されたもの

【事前調査の方法】

- ・事前調査は、設計図書（図面、仕様書）や施工記録、維持保全記録、発注者からの情報と目視での確認で行います。

【次のア、イのどちらかで石綿が入っていないと判断してください。】

ア 材料について、設計図書などにより、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿の使用の有無に関する証明や成分情報などと照合する方法（成分情報の確認は、国交省のホームページに開設の、「**石綿含有建材データベース**」を利用してください。「建材名（一般名）」、「商品名」、「製造時メーカー名」、「現在メーカー名」、「型番、品番」で検索できます。）

イ 材料について、設計図書などにより、製品を特定し、その製造年月日が**平成18年9月1日以降**であることを確認する方法

【石綿含有の有無が明らかにならなかった場合】

- ・ 事前調査で石綿使用の有無が明らかにならなかったときは、「分析調査」を行わなければなりません。

なお、工期の短縮や費用の軽減などの関係から石綿が使用されているとみなして石綿の飛散防止措置、労働者へのばく露防止措置などを行って工事を行うことができます。

※分析機関は、埼玉県ホームページで「石綿の分析が可能な分析機関」として公表されています。



【事前調査結果報告の方法】

現場を管轄する労基署、県の環境管理事務所か権限を委譲されている市に同時に報告が行く

- ・スマートフォンやPCから石綿事前調査結果システムで報告します。
- ・報告するには、「GビズID」を取得する必要があります。「GビズID」を取得すると、他の行政機関の電子的な届出も可能になります。

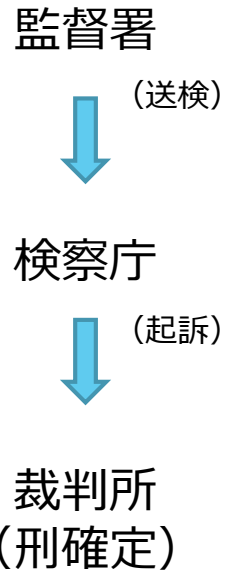
報告をするのは
元請さんです。



主な石綿規則の送検件数 (令和3年4月以降)

事前調査未実施 3件
(戸建て物件)

レベル2除去工事において隔離などの措置なし 1件



石綿作業主任者

石綿作業主任者の職務

作業を行う労働者が、石綿の粉じんにより汚染されたり、吸入しないように、作業の方法（湿潤化、隔離の仕方、立入禁止区域の決定など）を決定し、労働者を指揮すること、保護具の使用状況を監視すること。

特別教育

『科目』

- ① 石綿の有害性（30分）
- ② 石綿等の使用状況（60分）
- ③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置（60分）
- ④ 保護具の使用方法（60分）
- ⑤ そのほかの、石綿等の粉じんのばく露の防止に関し必要な事項（60分）

※特別教育は、事業者が行っても、講習機関で行っても大丈夫です。

レベル1（吹付材）：除去作業、封じ込めの作業、囲い込みの作業
(囲い込みの作業にあっては、切断・破砕・穿孔などを伴うもの)

レベル2（保温材、耐火被覆材、断熱材）：除去作業など（切断・破砕・穿孔などを伴うもの）

- ① 隔離
- ② 保護具着用（呼吸用保護具、保護衣）
- ③ 集じん・排気装置により、排気
- ④ 前室、洗身室、更衣室を設ける。
- ⑤ 負圧化
- ⑥ 作業を開始した後、集じん・排気装置の排気口からの石綿の粉じんの漏れを確認
(確認は、排気口で、デジタル粉じん計やリアルタイムモニターを使用)
- ⑦ 湿潤化
- ⑧ 作業再開時などの負圧の確認
- ⑨ HEPAフィルタ付き掃除機での掃除

石綿含有吹付材



石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材



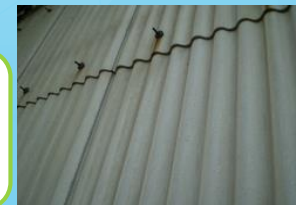
レベル3（成形品など）を切断などをする場合の措置

- ①施工箇所について、切断や破砕などを伴って作業を行うときは、**湿潤化**や**除じん性能を有する電動工具の使用**その他の措置
- ②**保護具**（呼吸用保護具、保護衣）の着用（切断や破砕などを伴って作業を行うとき）

※除去する作業は、原則、切断や破砕などしないように行ってください。

※けい酸カルシウム版第1種を切断や破砕などの方法で除去する場合や、石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合は、湿潤化か集じん機付きの電動工具を使用その他の措置のほか、作業場所については、ビニールシート等による隔離が必要です。なお、負圧化までは必要ありません。

スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種など



石綿健康診断

▶ 6ヶ月以内ごとに1回実施してください。

(作業に従事させたことのある労働者で、現に雇用している方に対しても同じです)

『健診項目』

- ・ 業務の経歴の調査
- ・ 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状、自覚症状の既往歴の有無の検査
- ・ せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状、自覚症状の有無の検査
- ・ 胸部のエックス線直接撮影による検査



『健診の結果、所見などがある方で医師が必要と認める場合』

- ・ 作業条件の調査
- ・ 特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診か気管支鏡検査

健診の個人票は
40年保存です。


作業計画 (石綿使用建築物等解体等作業を行う場合は定めなければなりません)

作業計画に示す事項

- ・ 作業の方法及び順序
- ・ 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ・ 労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

厚生労働省のホームページで「ひな形」が示されています。

石綿 作業計画

 検索

※作業計画に従って作業をさせたことについて、写真などで記録を作成して、作業が終了した日から**3年間保存**してください。

「作業計画により作業」したことの記録について

作業計画に従って作業をさせたことについて、**写真**や**動画**で記録して、作業が終了した日から**3年間保存**が必要です。

【記録するもの】

- ・ 作業者の氏名、作業した期間（周辺で手元や清掃などの作業を行っていた方も含みます。）
- ・ 各種掲示の記録
- ・ 湿潤化実施状況など飛散防止措置
- ・ 呼吸用保護具、保護衣の着用状況など労働者へのばく露防止措置
- ・ 除去等を行った石綿の運搬又は貯蔵を行う際の容器又は包装の状況、その容器、包装への表示の状況や、保管の状況

（これらの記録は、部屋や階が変わるごとに行ってください。）

作業の記録

(石綿等の取扱う場所において作業を行う労働者とその周辺で作業を行う方についての記録を1か月を超えない期間ごとに1回、次の事項を記録してください。)

記録する事項

- ・ 労働者氏名
 - ・ 従事した期間
 - ・ 作業の概要
 - ・ 事前調査・分析調査の結果の概要
 - ・ 作業の実施状況
 - ・ 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じた場合、その概要と講じた応急措置
- ※労働者が石綿の取扱い作業に従事しなくなってから**40年間保存**してください（保存期間が経過するまで、退職後も保存してください）。

事前調査に関する現場での掲示

- **事前調査終了日**

- **事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、試料を採取した場所）**

（例えば、建築物の一部の部屋を調査した場合は階数や部屋名などの、その部屋を特定できる情報、建築物全体を調査した場合は「建物全体」という掲示で足りる。）

- **石綿含有の有無（石綿無しと判断した場合、その判断の根拠）**

（設計図書、分析、目視、材料製造者による証明、製造年月日など該当するものすべて記載）

その他の掲示

- ・ 関係者以外立入禁止の表示
- ・ 喫煙・飲食禁止の表示
- ・ 石綿を取り扱う作業場であること
- ・ 石綿の人体に及ぼす作用
- ・ 石綿の取扱い上の注意事項
- ・ 使用すべき保護具の掲示

事前調査と分析調査の記録の作成

(調査を終了した日から**3年間**保存してください。)

- ・事業者の名称、住所、電話番号
- ・工事現場の住所、工事の名称、工事の概要
- ・調査終了日
- ・着工日
- ・事前調査を行った建築物、工作物の構造（RC造などの主要構造に関する情報、階数や延べ床面積などの規模に関する情報、耐火建築物、準耐火建築物の該当の有無など）
- ・事前調査を行った部分とその部分ごとの石綿の有無、分析調査を行った場合、試料を採取した場所、石綿無しの場合、その判断根拠
- ・事前調査の方法、分析調査を行った場合は、その方法
- ・事前調査、分析調査を行った方の資格を証明するものの写し
- ・目視で確認することが困難な場合、その材料と場所

ご清聴、誠にありがとうございました。

